裁判員裁判　～求められる裁判官像～

平成二一年五月までに、殺人、強盗致傷、現住建造物放火等一定の重罪事件について、裁判員制度が導入されることは御承知のとおりである。裁判員裁判は、事件毎に一般国民から無作為に抽出され選任された裁判員六名と職業裁判官三名（例外的に裁判員四名と裁判官一名の場合もある）が、対等の立場で議論（評議）し、有罪、無罪を決め、有罪の場合は量刑まで決めるというものである。裁判員制度導入の契機となった司法制度改革審議会の最終意見書（平成一三年六月）は、これまでの我国国民は「統治客体意識」が強すぎ、これが社会の発展を阻害してきたとし、司法の分野でも国民が訴訟手続に参加し、その健全な常識を発揮することにより、裁判に対する国民の信頼を回復する必要があるとしている。

この「統治客体意識」とは「官僚主義」と裏腹の関係にあるが、堺屋太一氏は、この官僚主義が明治政府の近代化政策に不可欠であったと評価しつつも、官僚主義が崩れない理由として、以下のように述べている（「日本を創った一二人」ＰＨＰ文庫）。

「官僚自身に『われわれが主導しなければ日本は立ち行かない』という強い責任感とエリート意識があることだ。だからこそ日本の官僚は仕事熱心で誇り高いのだが、その反面では、『民間に任せたらろくなことはしない』という愚民視思想が今もつきまとっていることも見逃せない。…国民の側にも、何か事件があると、すぐ『役所はどうしていたのか』、『役人がもっとよく監督しなければ』と言い出す者が必ずいる。役所万能、役人頼りなのだ。」

堺屋氏は、直接的には行政官僚のことを言っているのだが、私は司法の世界においても総体としては似たところがあると考えている。

ところで、裁判員裁判の評議は、職業裁判官である裁判長が主宰することになる。勿論、それはそれでよいのだが、私は、裁判長の評議の進め方如何によ

って、裁判員に期待されている健全な常識が評議に反映されないケースを危惧するのである。既に、一昨年以来全国各地で、裁判所、検察庁、弁護士会が協力して模擬裁判員裁判が行われているが、これらの報告によれば、同じシナリオでも有罪と無罪に分かれたり、裁判長の評議の進め方にも様々な評価がされている。それ程評議の主宰者としての裁判長の役割は重大なものである。

裁判員制度導入の理由は、冤罪事件をはじめとする、常識からかけ離れた裁判に対する反省と裁判に対する国民の信頼を確立することにあり、そのために、裁判員に裁判官と同等の立場を与えて、評議において、裁判員が心おきなく意見を述べ、評決に参加することを認めたのである。従って、裁判長及び裁判官は、堺屋氏の言われる意識に陥ってはいないか常に自戒・自重し、裁判員がどのような気持で同席しているのかにつき深く思いを巡らせ、その職責を全うできるよう最大限の配慮をして頂き度いのである。裁判官は、法律には通じていても、事実認定能力については一般国民と差異はないのであるし、何よりも裁判所は、裁判所の前に掲げられた裁判員制度の広報看板において、「私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します」と宣言しているのだから。

【平成１９年４月３日　静岡新聞　朝刊　掲載】